議案第１５２号

上越市出張所設置条例の一部改正について

上越市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市出張所設置条例の一部を改正する条例

上越市出張所設置条例（昭和５１年上越市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表上越市南出張所の項中「大字上中田」の次に「、上中田」を加える。

附　則

この条例は、上中田北部土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。